

いちき串木野市中央公民館会議室等使用料

(単位 円)

使用区分	1時間当たり
研修室	310
第1和室	310
第2和室	310
第3和室	310
小会議室	310
調理室	310
第1会議室	310
第2会議室	310

備考

- 1 使用者が収益を目的として使用する場合は、上記料金の10割増しとする。
- 2 使用者が市外居住者の場合は、上記料金の5割増しとする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数がある場合、1時間とみなす。

公民館冷暖房使用料

(単位 円)

使用区分	1時間当たり
会議室の面積が100㎡未満の場合	110
会議室の面積が100㎡以上の場合	220

備考 使用時間に1時間未満の端数がある場合、1時間とみなす。